

---

## 古賀市環境審議会（第 49 回）議事録

---

1 期日 令和 4 年 2 月 18 日（金曜日）10 時から 11 時まで

2 場所 リーパスプラザこが 歴史資料館 中会議室

3 出席委員（8 名）

会 長	薛 孝夫	委 員	安武 祐子
副会長	渡邊 裕子	委 員	吉見 一郎
委 員	上杉 昌也	委 員	中屋 允雄
委 員	三戸 優理	委 員	小林 智美

4 欠席委員（6 名）

委 員	島岡 隆行	委 員	鬼倉 徳雄
委 員	二渡 了	委 員	木庭 かおり
委 員	菊次 憲二	委 員	花田 徳弘

5 傍聴者数 なし

6 事務局出席者職氏名

市民部長	清水 万里子	環境課長	智原 英樹
環境整備係長	村山 隆一	資源循環推進係長	大江 順一
主 事	安部 優美	主任主事	市川 翔

7 議題

- ・古賀市アライグマ防除実施計画（案）について

8 配布資料

- （事前配布）
- ・次第
  - ・古賀市アライグマ防除実施計画（案）【資料 1-1】
  - ・古賀市アライグマ捕獲従事者の登録等に関する事務取扱要領（案）【資料 1-2】
  - ・古賀市人材バンク制度の新規登録について【資料 2】
  - ・ゼロカーボンシティ宣言について【資料 3】
  - ・第 3 次古賀市環境基本計画等の策定について【資料 4】
- （当日配布）
- ・「古賀市アライグマ防除実施計画」を策定するにあたって【資料 5】
  - ・古賀市広報 3 月号抜粋「知って欲しい!!外来種」【資料 6】

## 概要

---

### 1. 開会あいさつ

---

- ・環境課長よりあいさつ。

---

### 2. 議題

---

- ・薛会長のあいさつ後、

#### (1) 古賀市アライグマ防除実施計画（案）について【資料 1-1、1-2、5、6】

- ・配布資料に基づき、事務局より説明。

- ・質疑・応答。

○ 薛 会 長 : 事務局より古賀市アライグマ防除実施計画（案）について説明があった。委員のみなさまからご質問やご意見などあったらお願いしたい。

○ 三戸委員 : 県内ではどのくらい生息数があるのか。

● 事 務 局 : 県内も全国も正確な数は把握できていない。

○ 三戸委員 : 把握はできていないが、重大な被害を及ぼしているからこういった防除計画をたてるということか。

● 事 務 局 : そういうことになる。正確な数は把握していないが、生息しているのは間違いない。アライグマによる農業被害額は全国で約3億4千万円出ている。（正しくは約3億6千万円（農林水産省「野生鳥獣による農作物被害の推移（鳥獣種類別）」より））

○ 三戸委員 : 古賀市における被害額はどのくらいか。

● 事 務 局 : 古賀市の野生鳥獣による被害額は把握しているが、その対象鳥獣にアライグマは入っていない。その為、現状のアライグマによる被害額はつかめていない。繁殖力が非常に強いため、対策が遅くなるとそれだけ対応が困難になる。それに伴い農作物被害も増大する恐れがあることから、それらを未然に防ぐために当計画の策定をすすめている。

○ 薛 会 長 : 福岡県での被害額は分かるのではないか。

● 事 務 局 : 農林水産省での統計データで全国の農業被害額しか確認していないが、都道府県別での被害額も割出すことができると思う。都道府県別農業被害については確認して後日データの提示をしたい。ただし、調査時点では古賀市においてアライグマは確認されていないことになっている。実際に死体確認や、捕獲事例がないとアライグマが生息している市町村として認定されない。昨年市内でロードキルの確認やトレイルカメラによる個体の確認があったことから、事態が切迫しており、早急な対応が必要であると判断し防除計画の策定をすすめている。

（国・県の最新統計データを確認したところ、令和2年度のアライグマによる農作物被害額は、全国で約4億1千4百万円、福岡県では1千6百39万円であった。また、令和元年度の県内におけるアライグマ発見件数は1,462頭であった。いずれも増加傾向にある。）

○ 薛 会 長 : 早めの対応をしようとしていると理解した。他にご質問等ないか。

- 渡邊委員： 今回の計画では、講習を受けた方が箱わなを使用し捕獲することができるということだが、受講される方はどういう方を、また講習会の開催頻度はどの程度想定しているのか。
- 事務局： これから認定申請をすすめていく段階だが、講習会の開催についても同時進行で検討している。具体的には、地域の農業従事者の方や地域に精通している方を対象に地域ごとに講習会を開催し、その方々に箱わな等を設置、捕獲をしていただくことを想定している。
- 薛会長： 他にご質問等ないか。
- 吉見委員： 【資料 1-1】古賀市アライグマ防除実施計画（案）の 2 ページの 7. 防除の方法（1）関係法令等の遵守の文章で、「アライグマの～以下「鳥獣保護管理法」という。）」の冒頭 2 行は不要ではないだろうか。鳥獣保護管理法ではなく、外来生物法に基づく手続きだけで充分だと考えるが。
- 事務局： 鳥獣保護管理法には禁止されている捕獲方法の規定がある。防除するにあたり、その鳥獣保護管理法も遵守しつつ、外来生物法に基づいて実施するため、2 つの法律を記載している。
- 渡邊委員： アライグマ捕獲に関する法律が外来生物法であったり、鳥獣保護管理法ということか。
- 事務局： そうなる。アライグマ捕獲の関係法令として記載している。
- 吉見委員： その 2 行を残すのであれば、外来生物法の方も平成 16 年法律第 78 号を記載するのがいいのではないか。法律第 78 号外来生物法に基づいて申請するのであれば、法律第 88 号鳥獣保護法の記載は必要ないと思うが。
- 事務局： 記載については、いま一度検討させていただきたい。（検討の結果、1 ページに既に記載があるため、加筆なしと判断）
- 薛会長： 他にご質問等ないか。
- 上杉委員： 現在、県内において実施計画を策定している自治体が 17 市町。福津市や福岡市も策定しているということだが、古賀市だけが頑張っても意味がない。近隣自治体も一緒に動く必要があるのではないか。
- 事務局： 有害鳥獣の防除の話では必ず出てくる問題である。特に移動性が高い動物は、防除の厳しい場所から別の場所へ移動していきることがあり、シカなどは 1 日数十キロ動くとも言われている。アライグマについては、移動距離の面ではさほどないにしても、近隣市町村と協力して取組むことが必要だと認識している。今回の策定を機に近隣自治体と会議の場をもつなどして連携を図っていきたい。
- 渡邊委員： アライグマは天敵がおらず繁殖力も強いということなので、計画的に色々準備をしていくと思うが、その場合に、多過ぎず、少な過ぎずの臨機応変な対応をしていただけたらと思う。
- 事務局： まだ必要なデータもなく、とりかかりの年でもあるので、状況を見ながらすすめていけたらと思う。
- 薛会長： 中屋委員、何かご存知のことがあれば。

- 中屋委員：市でも何か所か目撃情報等があがっている。私は薬王寺水辺公園の管理の仕事に関わっており、昨年、採石場跡地でアライグマのものと思われる足跡が見つかったと聞き調べに行ったが、確認できなかった。アライグマは雑食性なので、水辺に来てオタマジャクシやカエル、カスミサンショウウオなどを食べているのであろうと思われる。3月から6月にかけて、それらが卵から成体になっていくので、今後気をつけて見ていきたい。また話は変わるが、25年程前に近所にアライグマを飼っている方がいた。そのアライグマがどうなったかは不明だが、当時ペットとして飼育をしていた方が飼えなくなり捨てた等で野生化していったのではと思われる。現在は特定外来生物に指定されているため飼育、販売ができないので、現在の野生のアライグマに圧力をかけていけば減っていくだろうと思う。
- 薛会長：ご協力をお願いします。  
安武委員、農業の面からご意見はないか。
- 安武委員：農家の間では、イノシシやアナグマ、シカの話はよく耳にするが、アライグマについてはあまり詳しい話は聞かない。
- 薛会長：アライグマによる被害は食べた痕など見て分かるものか。
- 安武委員：分からないと思う。アナグマとアライグマの差もあまり分からない。
- 吉見委員：古賀市に猟友会はあるのか。この道に詳しい方はどなたなのか、古賀市で殺処分できる方がいるのだろうかという疑問がある。
- 事務局：粕屋郡猟友会古賀支部がある。鳥獣被害防止を目的に市農林振興課と協力して有害鳥獣に指定された動物の駆除に取り組んでいる。しかし、高齢化により狩猟者が減少し、担い手の育成が急務となっている。アライグマについては、今回講習を受講することにより、狩猟免許を持たない方でも捕獲従事者となることできる。
- 吉見委員：以前は猟銃を持った方がたくさんいて、レクリエーション代わりにされていた。すごく技量と経験が必要な仕事になると思う。
- 薛会長：審議事項についてはこのあたりで終りたい。まだ被害額や生息数が数字にあがる状況ではないが、先行して防除体制を整えておこうという取組だ。大変だろうがよろしく願いたい。

---

### 3. 報告

---

(1) 環境人材バンク制度の新規登録について【資料2】

- ・新規にアドバイザー2名、環境教育プログラム3件の登録を報告

(2) ゼロカーボン宣言について【資料3】

- ・昨年11月30日の市議会本会議にて田辺市長がゼロカーボンシティ宣言をしたことを報告。

(3) 第3次古賀市環境基本計画等の策定について【資料4】

- ・第3次古賀市環境基本計画、古賀市地球温暖化対策実行計画、古賀市ごみ処理基本計画の策定に向けた進捗状況について報告

---

### 4. その他

---

<事務局からの連絡事項>

- ・報償・費用弁償については、3月中の振込を予定している。
- ・会議録は作成次第、委員全員にメール・郵送し、内容等に誤りがないか確認をお願いしたい。  
会長の承認後、会議録についてはホームページで公開する。

---

4. 閉会

---